

定 款

中 里 福 祉 会

# 社会福祉法人中里福社会定款

## 第一章 総 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう、支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (2) 第二種社会福祉事業  
保育所の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人中里福社会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を佐賀県伊万里市二里町中里字壺本杉甲 3427 番地に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、次条の定めるところにより行う。

(評議員選任・解任委員会)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置く。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席して賛成することを要する。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬については別に定める報酬等の支給の基準に従って支給するものとする。

### 第三章 評議員会

(構成)

第 10 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員長)

第 11 条 評議員長会に評議員長 1 名を置く。

- 2 評議員長は、評議員会において評議員の互選により選任する。
- 3 評議員長は、評議員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 評議員長の任期は、評議員として在任する期間とする。
- 5 評議員が欠けた時又は評議員長に事故があるときは、評議員長が指名する評議員がその職務を代理する。

(権限)

第 12 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)並びに財産目録の承認
- (6) 基本財産の取得及び処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 13 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員の召集を請求することができる。
- 4 前項の請求の後遅滞なく召集の手続きが行われない場合等には、その請求をした評議員は、社会福祉法第 45 条の 9 第 5 項の規定に基づき、評議員を召集する

ことができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもっておこなわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(説明義務)

第15条 理事及び監事は、厚生労働省令で定める場合を除き、評議委員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうち、議長が指名した者2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち一名は、理事会の決議により、理事長となる。
- 3 理事長はこの法人を代表する。

(役員任期)

第18条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は退任した役員任期の満了する時までとする。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第19条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。
- 3 役員選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係があるものが、理事のうち一名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理事職務及び権限等)

第20条 理事は、法令及びこの定款を遵守し、この法人のために忠実にその職務を行わなければならない。

- 2 理事長は社会福祉法及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行するほか、理事会が委任した業務執行の決定を行う。
- 3 常務理事は、理事会の決議によってこの法人の業務を分担して執行する。

(監事職務及び権限等)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査する。
- 3 監事は、いつでも理事及びこの法人の職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

第22条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬については、別に定める報酬等の支給の基準に従って支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員に対しては報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第24条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者にあつては、その家族に支給する。)
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第25条 役員等が出張する場合は、別に定める中里福社会役員及び評議員会の報酬等に関する規定に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たっては当該費用を支給する。

(職員)

第26条 この法人に職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(理事会の組織)

第27条 理事会は全ての理事によって組織する。

(理事会の権限等)

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中里福社会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び理事の選定及び解職
- 2 理事長は、理事会が定めるところにより、前項各号に掲げる職務の一部を専決処分することができる。

3 理事長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを理事会に報告しなければならない。

4 理事会は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職務の執行を理事会に委任する。

(1) 園長以外の選任及び解職

(2) 職員の日常の労務管理及び福利厚生に関する職務

(3) 前号に掲げるもののほか、第1条各号に掲げる社会福祉事業の日常の運営に係わる職務で、理事会が定めるもの。

(理事会の召集等)

第29条 理事会は理事長がこれを召集する。

2 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを召集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長が勤める。

4 監事は、理事会に出席して必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

(理事長の職務の代理)

第30条 理事長に事故あるときは、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理事会の決議)

第31条 理事会は理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

1 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示したものは出席とみなす。

2 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成する。



- 2 理事会に出席した理事長(理事長が理事会に出席しなかったときは、出席した全ての理事)及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 佐賀県伊万里市二里町中里字壺本杉甲 3427 番地所在の鉄骨造瓦葺平屋建中里保育園園舎 一棟(389.61 平方メートル)
  - (2) 佐賀県伊万里市二里町中里字壺本杉甲 3427 番地所在の中里保育園 敷地 (1.031.54 平方メートル)
  - (3) 佐賀県伊万里市二里町中里字壺本杉甲 3426 番 3 所在の中里保育園 敷地 (48.62 平方メートル)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、次の各号に掲げる場合を除き、理事会及び評議員会の決議を経て、伊万里市長の承認を得なければならない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

### (資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、

又は確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

第 36 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 37 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 38 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会の承認を受けた書類は、定時評議員会に報告並びに提出し、承認を受けなければならない。

(情報の公開)

第 39 条 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、社会福祉法人中里福社会の事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 41 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第 42 条 予算をもって定めるもののほか、新たに業務の負担をし、又は権利放棄を

しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、社会福祉法に特別の定めがある場合を除き、社会福祉法人のうちから評議員会の決議により選出されたものに帰属する。

(合併)

第45条 合併しようとするときは、理事会の承認を受け、評議員会の決議により伊万里市長の認可を受けなければならない。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、伊万里市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を伊万里市長に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人中里福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 48 条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	吉 永 広 一
理 事	前 田 熊 次
理 事	峯 千 代 松
理 事	大 宅 雪 次
理 事	吉 永 光 男
理 事	前 田 末 男
理 事	吉 富 睦
監 事	池 田 正 義
監 事	本 山 澄 子

## 附則

この定款は、認可日から施行する。

附則（平成 25 年 7 月 5 日）

この定款は、認可日から施行する。

附則(平成 29 年 4 月 1 日)

この定款は、公布の日から施行する。

この定款は、認可日から施行する。

附則（平成 30 年 7 月 1 日）

